

第24号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年9月5日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

別紙のとおり

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため提案する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(蒲郡市職員定数条例の一部改正)

第1条 蒲郡市職員定数条例(昭和37年蒲郡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時」を「臨時の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」に改める。

(蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年蒲郡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(蒲郡市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市職員の分限に関する条例(昭和29年蒲郡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(蒲郡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和29年蒲郡市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年蒲郡市条例第 号)第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」を加える。

(蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非

常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（蒲郡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 蒲郡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年蒲郡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第23条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、「(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年蒲郡市条例第 号）第26条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額

（蒲郡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第7条 蒲郡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年蒲郡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（蒲郡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 蒲郡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「第3条第3項第3号」を「第3条第3項第3号及び第3号の2」に改める。

(蒲郡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 蒲郡市職員の給与に関する条例(昭和36年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第26条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性を考慮して、別に条例で定める。

(蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 蒲郡市職員の退職手当に関する条例(昭和38年蒲郡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「職員以外の者」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者を除く。)」を、「12か月」の次に「(同項第2号に掲げる職員にあっては、6か月)」を加える。

(蒲郡市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第11条 蒲郡市職員の旅費に関する条例(昭和29年蒲郡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「臨時的任用又は」を削り、同条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する臨時的任用又は非常勤職員」を「非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」に改める。

(蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年蒲郡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用水道事業職員の給与)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される水道事業職員(次項において「会計年度任用水道事業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによ

る。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される水道事業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される水道事業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当

2 会計年度任用水道事業職員の給与の基準については、蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年蒲郡市条例第 号）の規定を準用する。

（蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第13条 蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年蒲郡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（会計年度任用モーターボート競走事業職員の給与）

第22条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される蒲郡市モーターボート競走事業職員（次項において「会計年度任用モーターボート競走事業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される蒲郡市モーターボート競走事業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される蒲郡市モーターボート競走事業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当

2 会計年度任用モーターボート競走事業職員の給与の基準については、蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年蒲郡市条例第 号）の規定を準用する。

（蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第14条 蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第22条第5項の規定により」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として」に改め、同条第3号中「雇用される者」を「任用される者」に改め、「雇用に」を削る。

第3条、第4条（見出しを含む。）及び第12条中「基本賃金」を「給料」に改める。

（蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第15条 蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年蒲郡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

（会計年度任用下水道事業職員の給与）

第24条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される下水道事業職員（次項において「会計年度任用下水道事業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される下水道事業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される下水道事業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当

2 会計年度任用下水道事業職員の給与の基準については、蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年蒲郡市条例第 号）の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

2 蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年蒲郡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「及び第26条」を削り、「給与条例第16条第3項ただし書」を「同条第3項ただし書」に改め、「並びに第26条第1項」を削り、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

(蒲郡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 蒲郡市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条の表中「並びに第26条第1項」を削る。